

令和8年第1回臨時市議会提出議案

(予 算 書 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

| 議案番号 | 議 案 名 | ページ |
|-------|--|-----|
| (報 告) | | |
| 2 | 専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正) | 1 |
| 3 | 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度藤井寺市 一般会計補正予算(第14号)) | 6 |
| 4 | 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度藤井寺市 後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)) | 7 |

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）

市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第10号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第18条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第87条の見出し、第88条（見出しを含む。）並びに第89条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項から第7項までを削り、同条第8項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第11項を第8項とし、第12項を第9項とする。

附則第6条の2の4中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第6条の2の5第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改める。

附則第6条の2の6第5号及び第6条の2の8第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

附則第7条の4から第7条の8までを削る。

附則第8条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第8条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削

り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第9条第3項第2号、第10条第3項第2号及び第11条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

附則第12条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第14条第5項第2号、第14条の2第2項第2号及び第14条の3第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

附則第14条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第14条の4の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 市税条例等の一部を改正する条例（平成26年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて(令和7年度藤井寺市一般会計補正予算(第14号))

令和7年度藤井寺市一般会計補正予算(第14号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて(令和7年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))

令和7年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月15日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

